

職務発明規程の変更についての留意点 ～承継の対価からインセンティブへの大転換～

日時

平成29年3月8日(水)
10:00～16:10(開場9:30)

先般の特許法35条の改正により、職務発明制度の目的が発明及びその事業化を促進するためのインセンティブ付けであることが明確になりましたが、現状の企業の職務発明規程は、承継の対価として補償金を支払うことを骨子とするものが殆どであり、現行特許法35条の趣旨との齟齬が生じています。そこで、先進的な企業は、職務発明規程を改正し、職務発明に関する特許を受ける権利を企業に原始帰属させるとの対応を行いました。これに対し、発明者の権利については、様々な利害が錯綜することもあり、未対応の企業が殆どです。

しかしながら、年明け後、発明者の権利の内容を「発明及びその事業化を促進するためのインセンティブ付け」として効率的かつ衡平なものにするという観点から、本年4月1日を目処に、職務発明規程を再度改正しようとする動きが急速に現実化してきております。

そこで、本研修会においては、職務発明に関する特許を受ける権利を企業に原始帰属化することに伴う問題について検討し、さらに、職務発明規程を効率的かつ衡平なインセンティブ制度として適切なものに改正するための留意点及びその変更手続の合理性を確保するための留意点について、労働契約法を踏まえた上で詳説し、加えて、退職者・出向者の取扱い等特別な問題についても解決策を提示します。

また、実績補償方式を採用している職務発明規程を一括払い方式に変更した場合、旧規程の下で完成した職務発明について、実績補償方式ではなく一括払い方式を適用することの妥当性について、年金減額訴訟にて示された法理を参照しつつ、論証し、ダブルトラック問題を回避する途を示します。

加えて、職務発明規程のチェックポイントに触れるとともに、改正法を踏まえた職務発明規程案についても検討します。是非、この機会に多数ご参加くださいますよう、ご案内申し上げます。

日本弁理士会会員の皆様へ

(一財)経済産業調査会は、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。

この研修は、日本弁理士会の継続研修として認定を申請中です。

この研修を修了し、所定の申請をすると、5単位が認められる予定です。

講師: TH弁護士法人 弁護士・弁理士・職務発明コンサルタント **高橋 淳 氏****参加料:** 各1名につき(資料代・消費税込)

特別会員	普通会員・ 知財会員	特許ニュース・ 経済産業公報 購読者	一 般
10,000円	15,000円	18,000円	23,000円

場 所:**銀座会議室(三丁目)2階A室**東京都中央区銀座3-7-10 松屋アネックスビル
(東京メトロ銀座線・日比谷線銀座駅下車A12番出口
より徒歩約2分)**主 催:** 一般財団法人 経済産業調査会〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 木挽館銀座ビル
電話 03-3535-4881 <http://www.chosakai.or.jp/>

職務発明規程の変更についての留意点 アジェンダ

1. 現行特許法35条の内容及び制定経緯
2. 原始帰属化に伴う問題
3. 実績補償方式から一括払い方式への変更
4. 職務発明規程の変更手続の合理性確保のポイント
5. 退職者・出向者の取扱い等特別な問題
6. ダブルトラック問題の回避
7. 職務発明規程のチェックポイント

最新のセミナー情報がご覧になれます
<http://www.chosakai.or.jp/seminar/seminar-annai.htm>

経済産業調査会 セミナー

検索



最新のセミナー情報等を発信しています。是非、フォロー＆リツイートお願いします。

「職務発明規程の変更についての留意点」参加申込書 (H29.3.8開催)

ご所属名・部課名		電話
		FAX
ご住所 〒		
参加者		
お名前	E-mail	

お名前	E-mail	

お名前	E-mail	
備考欄		
申込先	FAX : 03-3535-4884 E-mail : seminar@chosakai.or.jp	一般財団法人 経済産業調査会 〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 電話 03-3535-4881

◎お申込時にいただきました個人情報につきましては、本講座の実施、運営に利用させていただくとともに、新刊書やセミナー・講演会等の各種ご案内など当会の事業活動に限って使用させていただきます。また、本講座の講師にお客様の「所属先」、「部署名(役職名)」、「氏名」等をお知らせさせていただきます。本件に関し、不都合がございましたらご連絡ください。

◎参加をキャンセルされる場合は、研修会開催日の前々日(土日祝祭日は除く)の17:00までに、必ずメールにてご連絡ください。期限内にキャンセルのご連絡がなく、当日、欠席された場合は、テキストを送付の上、参加料を全額請求させていただきます。なお、代理出席は可能です。